



Hochiminh Representative Office

ホーチミン駐在員報告



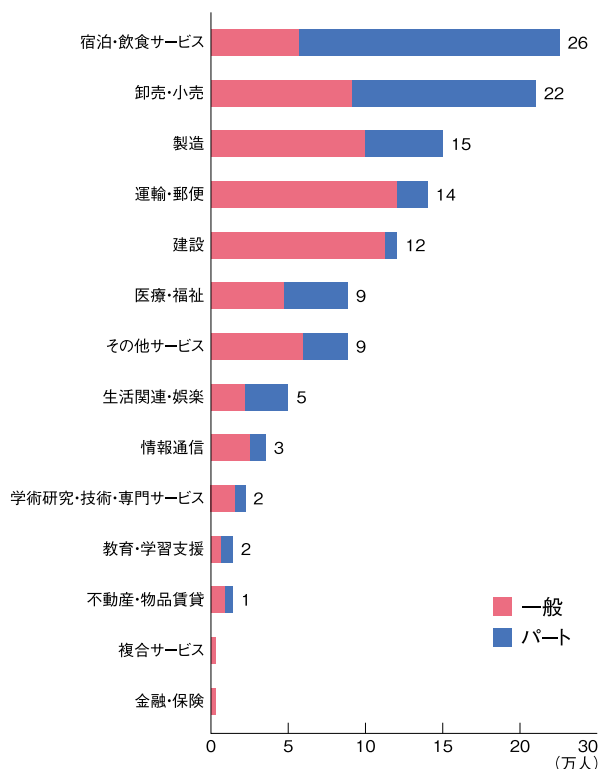
技能実習制度について

はじめに

産業・雇用形態別にばらつきはあるものの、日本の人手不足は深刻な状況（図1）であり、解消のために色々の政策が検討・実施されています。賛否両論さまざまありますが、その中でも技能実習制度については、外国人活用の有効な手段のひとつとして普及しています。

特にベトナム人技能実習生は2016年から中国人技能実習生の人数を上回り国籍別トップとなるなど、今後更に増加することが予想されており、福岡銀行ホーチミン駐在員事務所にも、三行のお客様から技能実習制度に関する問い合わせを多数お寄せいただいている状況です。そこで、今回は『技能実習制度の現状』と『ベトナム人がなぜ日本に出稼ぎに向かうのか』を中心にレポートいたします。

【図1】産業別の未充足求人数（2017年）



技能実習制度の概要

技能実習制度については、1993年に制度化され「出入国管理及び難民認定法」に基づき管理・運営されてきましたが、2017年に新たに「技能実習法」が施行され、技能実習の適正な実施や技能実習生の保護の観点から管理・運営がより厳格に行われるものとなりました。

技能実習制度は『企業単独型』と『団体監理型』とありますが、ほとんどの技能実習生は『団体監理型』によって

日本で実習しています。『団体監理型』は図2のようになっています。技能実習生の募集・手続き代行などを行う『送出国（海外）』、技能実習生のケアおよび実習内容等のチェックを行う『監理団体（日本）』が介在することで技能実習制度が適正に運用される仕組みとなっています。ちなみに、ベトナム政府（労働傷病兵社会問題省）から正式な認可を得ている送出国は約270社となっています。

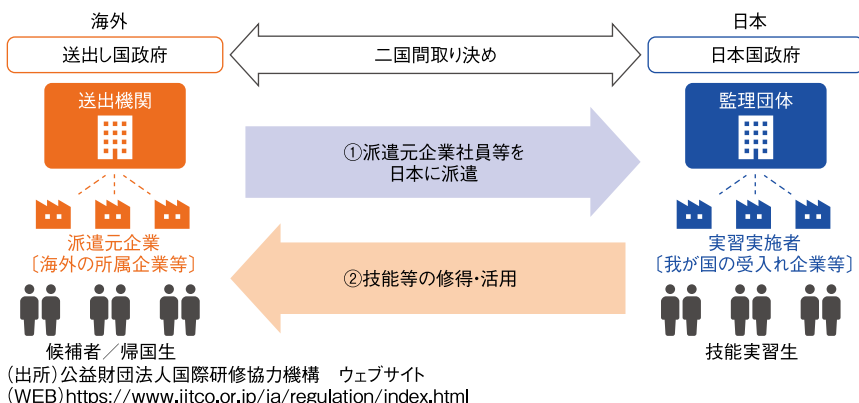
技能実習は、図3のように、入国後1年目の技能等を修得する活動（第1



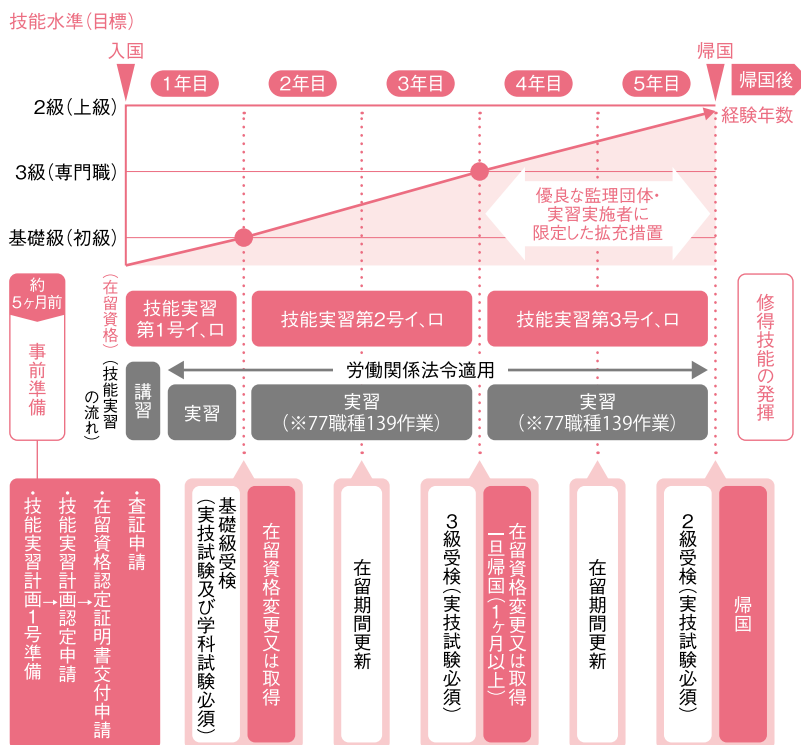
号)、2・3年目の技能等に習熟するための活動(第2号)、4・5年目の技能等に熟達する活動(第3号)に分けられています。

第1号から第2号へ、第2号から第3号への移行は自動的に行われるものではなく、技能実習生本人が所定の技

【図2】団体監理型の仕組み



【図3】入国から帰国までの一般的な流れ



【表1】新規入国技能実習生数 推移

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
総数	67,443	82,533	97,004	106,131	127,688
構成比	100%	100%	100%	100%	100%
ベトナム	10,132	19,490	32,657	43,779	58,699
構成比	15%	24%	34%	41%	46%
中国	44,391	43,987	38,338	32,899	34,079
構成比	66%	53%	40%	31%	27%

(出所)法務省 出入国管理統計 ウェブサイトから福岡銀行作成
(WEB) http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_nyukan.html

能評価試験に合格していることが必要です。加えて、第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合していると認められた優良な監理団体・実習実施者に限定されています。

第2号もしくは第3号への移行が可能な職種・作業についても定められており、2018年11月時点では、食品加

工・建設・金属機械加工・介護など80職種・142作業となっています。

日本国内での需要の高まりを受け、新規で日本に入国する技能実習生は過去5年間で約1.9倍に増加しています。その中でもベトナムからの技能実

習生は、過去5年間で約5.8倍と急激に増加しており、2016年にはそれまで最多となっていた中国人技能実習生を抜き、新規入国技能実習生の国籍で1位となりました。

表1に記載しておりませんが、2017年にベトナム・中国に次いで新規入国技能実習生の国籍として多いのは、フィリピン約13,000人、インド

ネシア約9,600人、タイ約4,500人となっています。また数年前からカンボジアやミャンマー等からの技能実習生の新規入国も増加傾向にあります。

2007年10月1日から、全ての日本の事業主には、外国人労働者の雇い入れまたは離職の際に、外国人労働者の氏名・在留資格・在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることが義務付けられています。表2は、その届出に基づくデータで、在留資格「技能実習」により駐日している技能実習生数の推移です。

全国で最も技能実習生数が多いのは愛知県で、2017年10月末時点で28,335人（都道府県別構成比で約11%）となっています。近年、福岡県・熊本県・長崎県では、全国平均を上回るスピードで技能実習制度の活用が進んでおり、特に福岡県の技能実習生は過去5年間で3倍に増加しています。

表3は、技能実習2号（入国2・3年目）への移行申請者の職種別構成比の推移を表しています。2020年に向けて需要の高い建設関係や、労働環境が技能実習生に比較的好まれる食料

【表2】都道府県別 技能実習生数 推移

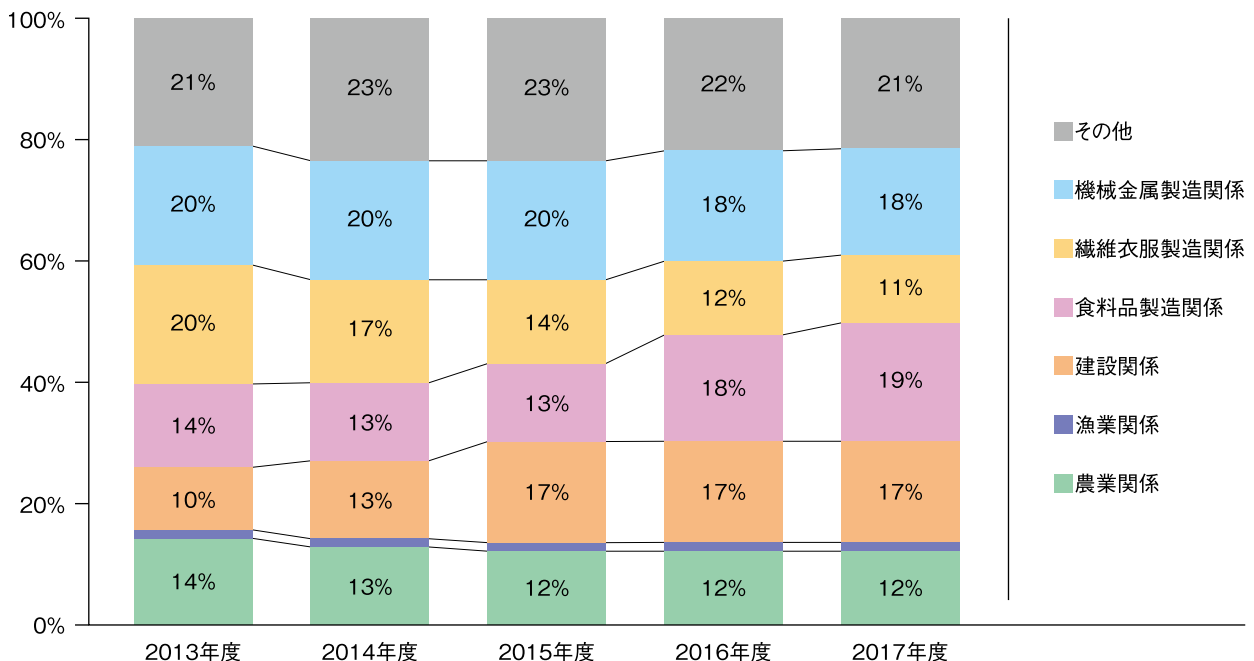
単位:人

	2013年10月末	2014年10月末	2015年10月末	2016年10月末	2017年10月末
全国	136,608	145,426	168,296	211,108	257,788
前年比%	—	+6%	+16%	+25%	+22%
福岡県	2,698	2,987	3,830	5,592	8,265
前年比%	—	+11%	+28%	+46%	+48%
熊本県	2,234	2,493	2,746	3,456	4,527
前年比%	—	+12%	+10%	+26%	+31%
長崎県	1,352	1,538	1,964	2,476	2,628
前年比%	—	+14%	+28%	+26%	+6%

(出所)厚生労働省 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ ウェブサイトから福岡銀行作成
(WEB) <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>

品製造関係の構成比が増加している一方で、法令違反（最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等）が多く指摘されている繊維衣服製造関係は減少傾向です。

【表3】職種別構成比 技能実習2号移行申請者 推移



(出所)公益財団法人国際研修協力機構 業務統計 ウェブサイトから福岡銀行作成
(WEB) <https://www.jitco.or.jp/ja/jitco/statistics.html>



繊維産業（特に縫製業）における法令違反は、団体監理型全体の違反の過半数を占めており、経済産業省では2018年3月に関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習事業協議会を設置し、こうした事態の適正化に向けて動いています。今後は全ての業種において、今まで以上に技能実習生の実習実施者（日本企業）における処遇の改善・適正化が求められていくものと考えられます。

ベトナム人が海外での就労を希望する理由

若いベトナム人が何故『海外』での就労を希望しているのかというと、ベトナムの所得水準の低さが大きな理由の一つです。

表4は北部ハノイ市・南部ホーチミン市という2大都市およびその周辺都市（省・市）の人口と月給を表しています。まず人口ですが、北部や南部に100万人超の都市が多く存在しています。福岡市の人口が約160万人です。で、ハノイとホーチミンが福岡市の5倍程度の規模、またその周辺に福岡市と

【表4】2大都市とその周辺都市の人口および月給比較（2016年） 推移

	→北部			→南部					
	ハノイ市	ビンフック省	ハイフォン市	ホーチミン市	ビンズオン省	ドンナイ省	ロンアン省	ティエンザン省	カントー市
人口 (人)	7,310,700	1,066,000	1,980,800	8,287,000	1,995,800	2,961,800	1,490,400	1,740,100	1,262,600
月給 (ベトナムドン)	4,875,000	2,860,000	4,375,000	5,109,000	5,005,000	4,328,000	3,242,000	3,139,000	3,365,000
円換算額	26,325	15,444	23,625	27,589	27,027	23,371	17,507	16,951	18,171

※2018年12月25日当行TTS(1VND=0.0054円)で換算

(出所)ベトナム統計総局 ウェブサイトから福岡銀行作成

(WEB) https://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=774

【表5】失業率 推移

	2014年Q1	2015年Q1	2016年Q1	2017年Q1	2018年Q1
全国平均	2.10%	2.31%	2.05%	2.09%	2.01%
若年層のみ	6.26%	6.85%	6.63%	7.29%	7.25%

(出所)ベトナム統計総局 ウェブサイトから福岡銀行作成

(WEB) https://www.gso.gov.vn/default_en.aspx?tabid=774

同規模の都市が多く存在している状況です。加えて、ベトナム全土の平均年齢は約30歳前後（日本は約46歳）と言われており、若い人材が潤沢な国となっています。

一方、月給に関しては2018年現在でも15,000円から30,

000円程度が相場です。地方の農家の月給は10,000円程度だとも言われています。最低賃金は年々上昇していますが、輸出が経済を牽引しているベトナムでは、投資対象国（製造拠点）としての魅力を維持するために、政府が急激な賃金上昇を抑制している傾向にあります。

もう一つの理由は、若年層の失業率が高いことです。ベトナム投資計画省傘下のベトナム統計総局(General Statistics Office of Vietnam)のデータによると、2018年第一四半期の国全体の失業率は『2.01%』である一方、若年層(15-24才)の失業率は『7.25%』とされています(表5)。なぜ若年層の失業率が高いかというと、急激に経済が成長している市場環境で、ベトナム企業が時間をかけて人材を育成する余裕が無いため、即戦力(経験者)を求める傾向にあることが理由と言われています。つまり、若い人材が豊富ではあるものの、若年層の失業率は高く、仮に就職できたとしても低賃金の仕事しかないというのがベトナムの現状です。

ベトナム人が日本での就労を希望する理由

次に何故「日本」での就労を希望するのかといいますと、ベトナム人技能実習生のタイプ別に理由が異なるようです。大別すると、二つのタイプがあり、一つは、日本でスキルアップを目指したい短大・大卒のベトナム人、もう一つは、とにかくお金を稼ぐことが主目的の中・高卒のベトナム人です。

日本でのスキルアップを目指す短大・大卒の技能実習生は、大学を卒業したけれども前述の理由で就職できていない場合が多く、かといって廉価な肉体労働者としてベトナム国内で働くつもりも無いので、「技術力の高い日本であれば同じ肉体労働であっても何か学べるのではないか。」「ベトナムに帰国後、日系企業の現地法人への就職が有利になるのではないか。」という理由から日本での技能実習を選択する人が多いそうです。

中・高卒のベトナム人に関しては、日本・韓国・台湾など『出稼ぎ先』候補があるなかで、日本での賃金が高いために、技能実習制度を「出稼ぎの手段」として利用している傾向にあると言われ

ています。彼らは、最小の投資(努力)で最大の効果(収入)を得るため、全国民の保有率が50%以上と言われているスマートフォンを駆使しベトナムにいたる間から情報を収集しており、「どのような職種が楽なのか?」「残業を多く行える職種は?」「同じベトナム人の技能実習生が多く勤務し、社内にベトナム語の案内板などがある会社はどこか?」「最低賃金の高い県・地域はどこか?」などを調べています。とにかく日本滞在中に多く蓄財することが目的であ

ホーチミン市内の一般的な書店に陳列されている漫画



り、全体的に日本語の習熟度も高くありません。その他、バイク・自動車・食品・家電など多くの日系企業の商品に日頃から触れていること、幼少期から日本の漫画などに慣れ親しんでいることから、漠然とした日本への憧れを抱いていることも双方に共通する理由かもしれません。

介護分野の技能実習

現在、特に注目されているのが介護分野での技能実習制度ではないかと思われまます。ホーチミン駐在員事務所でも2016年7月の開所当初から問い合わせを多く頂いております。一方で、未だ本格的な活用に至っていないのも事実です。送出機関の方に教えて頂いた理由としては、主に以下のようなものがあります。

①ベトナムには「介護」に該当する言葉が無く、基本的に高齢者はその家族と同居することが一般的であるため、「介護の仕事」「職場としての介護施設」を技能実習生およびその家族がイメージできないため、働いてみようという関心を抱きにくいということです。

日本語研修施設(ホーチミン市内)の様子



この研修施設では、写真のようなクロー・網戸無しの部屋(1部屋20人で利用)に約6ヶ月間泊まり込みしながら、日本語や日本の商習慣を学んでいます。ちなみに、ホーチミン市内は年中30度前後の気温です。施設内では、携帯電話を職員に預けることが義務付けられており、自習学習の時には監視カメラが技能実習候補生を見張っています。また、定期的に研修の記録・成績などを実習実施者(日本の受入企業)に報告するようにしているそうです。日本語研修施設は、送出機関が運営しているのが一般的です。



②送出機関が介護の技能実習生を取り扱うには(送出機関としての通常のライセンスとは別に)特別なサブライセンスが必要とされており、現状では10数社のみがそのライセンスを保有しています。また、それらの会社も介護人材を育成した経験がないため、どのような研修プログラムを組成すれば実習実施者(日本の介護施設)の要望を満足する事ができるのか試行錯誤の段階です。

③この理由が最も重要とのことでしたが、日本語のベトナム人教師が集まらないという点です。技能実習法では、介護分野の技能実習生に関して、技能実習2号(入国2・3年目)への移行には「日本語能力試験のN3に合格している者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること。」という固有要件が定められています。そこで、送出機関は、「苦勞して入国したのにN3に合格できず1年間で帰国」という残念な結果を回避するため、入国前にN3を取得するような研修プログラムを検討しています。なるべく短期間でN3を取得するにはN1ないしはN2を保有しているベトナム人教師が必

要と言われています。しかし、技能実習生を教育する一般的な日本語教師のレベルはN3程度であり、N1・N2レベルの優秀なベトナム人教師は集まりにくい状況です。理由は、N1・N2のレベルのベトナム人は、日系企業で通訳・秘書・マネージャーとして働く方がより給与が高いためです。

最後に

日本の国会などでの外国人受入拡大に関する議論の高まりを受け、特に(ベトナム人)技能実習生の置かれている一部の劣悪な環境および犯罪・失踪などが大きく報道されています。最低賃金・割増賃金等の不払い、違法な時間外労働等の法令違反は論外ですが、実習実施者(日本企業)と技能実習生との間のトラブルが発生している背景として、日本側では(1)原則的に技能実習生が実習実施者を変更することが出来ないと技能実習制度(韓国の外国人労働者受入制度では3回まで勤務先を変更することが可能とされているようです)(2)実習実施者である日本企業の一部に未だ「俺の背中を

見て学べ」「我慢こそ美德」といった概念が残っており、日本語も未熟でかつ社会人としての経験も浅い技能実習生を育成する職場環境が構築されていない等の課題があるとされています。またベトナム側では、(3)虚偽情報を技能実習生に伝えて人材を募集する、違法に高額な手数料を請求する、1ヶ月程度の研修しか行わずに日本に送り込むといった悪質な送出機関もしくはブローカーの存在も問題とされています。

私が日本語研修施設で出会うベトナム人の若者は、農村など貧困地域出身者が多く、「両親を楽にさせるため」「弟・妹の学費を稼ぐため」「家族で住む家を建てるため」「帰国後にベトナムの日系企業でマネージャーとして働くため」などの目的を持って技能実習生になることを決意した人ばかりです。彼らやその家族にとつては、日本で働く事は希望であり、貧困から抜け出すための手段のひとつになっています。一方、人手不足が深刻な日本企業にとつても、手先が器用で純朴なベトナム人の若者は事業継続・拡大に欠かせない存在になりつつあるのではないかと思います。今後より技能実習制度が適正に

運用されることを期待します。

福岡銀行ホーチミン駐在員事務所では、2016年7月の開所から2年半経過しました現在でも非常に多くのお問い合わせを頂いており、お客様のベトナム・ビジネスへの関心の高さを感じております。人材(技能実習・高度人材)、会社設立・工場建設・貿易などに関するお問い合わせに対して、各種専門家・コンサルタント会社のご紹介を行っておりますので、お気軽にご相談下さい。

(ホーチミン駐在員事務所 井上和彦)



福岡銀行ホーチミン駐在員事務所スタッフ
(左から井上所長、現地スタッフ・ニュー)